

現用文書の管理状況の公表等について

公文書管理法

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

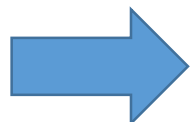
2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第7条「行政文書ファイル管理簿」に係る規定の有無は以下のとおり。

名称は「公文書ファイル管理簿」「簿冊管理簿」「ファイル基準表」「保存文書管理台帳」など多様。

| | 自治体 |
|-------------------------|---|
| 国に準じた規定あり | 札幌市、安芸高田市、志木市、草津市、秋田市、小布施町、高松市、三豊市、高根沢町、天草市、那須町、豊島区、世田谷区、市川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市 |
| 同趣旨であるが、国の規定より簡素化した規定あり | 大阪市、相模原市、宇土市、ニセコ町、渋川市、大槌町、野洲市 |
| 規定なし | 名古屋市、藤沢市、八王子市 |



先進自治体においては、国に準じた規定を設けている条例が多数見受けられる。
尼崎市においても、国に準じた規定を設けることが想定される。

公文書管理法

(管理状況の報告等)

第9条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

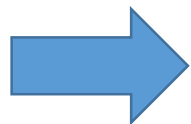
4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第9条「管理状況の報告等」に係る規定の有無は以下のとおり。

- ① 実施機関の長に対し、管理状況について、市長への報告を義務付ける規定あり【法第1項】
- ② 市長に対し、管理状況の概要の公表を義務付ける規定あり【法第2項】
- ③ 市長に対し、必要と認める場合、行政機関の長に対する管理に関する資料提出、実地調査の権限を与える規定あり【法第3項、第4項】

| 規定の有無 | | | 自治体 |
|-------|---|---|--|
| ① | ② | ③ | |
| ○ | ○ | ○ | 秋田市、三豊市、那須町、豊島区、世田谷区、市川市（ 国と同じ ） |
| ○ | ○ | × | 札幌市、相模原市、安芸高田市、草津市、天草市、渋川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市 |
| ○ | × | ○ | 志木市、那須町 |
| ○ | × | × | 高根沢町 |
| × | ○ | × | 小布施町、八王子市、野洲市 |
| × | × | ○ | 大阪市 |
| × | × | × | 名古屋市、宇土市、ニセコ町、高松市、藤沢市、大槌町（ 規定なし ） |



先進自治体においては、法の第1項、第2項の規定に準じた規定を設けている条例が多数見受けられる。（第3項は、自治体の組織体制等により、有無が分かれる）
尼崎市においても、国に準じた規定を設けることが想定される。

公文書管理法

(内閣総理大臣の勧告)

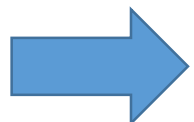
第31条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第31条「勧告」に係る規定の有無は以下のとおり。

基礎自治体では、「（見出し：市長による調整）市長は、公文書の管理について、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる」旨の規定を設けている条例が見受けられる。

| | 自治体 |
|----------------------------|--|
| 国に準じた規定あり | 志木市 |
| 国に準じた規定はないが、「市長による調整」の規定あり | 札幌市、相模原市、高松市、三豊市、大槌町、渋川市、八王子市、茅ヶ崎市 |
| 規定なし | 名古屋市、大阪市、宇土市、ニセコ町、安芸高田市、草津市、秋田市、小布施町、藤沢市、高根沢町、天草市、那須町、豊島区、世田谷区、野洲市、市川市、鶴岡市、熊本市 |



尼崎市においては、国に準じた規定を設けるか否かについて、先進自治体の規定を参考に、決定することとなる。